

令和5年(ネ)第3329号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) デニス



被控訴人兼控訴人(一審被告) 国

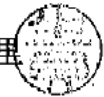
答 弁 書

令和5年9月15日

東京高等裁判所第16民事部 御中

一審被告指定代理人

生 良 由 香 里



嶋 原 敏

河 本 岳 大 代

小 林 寛 代

久 保 田 貴 雄 代

安 藤 宏 弥 代

中 富 晶 子 代

上 田 博 亮 代

迎 雄 二 代

後 藤 賢 治 代

藤 田 智 行 代

蒲 地 康 成 代

小 卷 仁 代

宮 崎 喜 昭 代

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審原告の本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は一審原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が一審被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 一審被告の主張

一審原告の令和5年8月8日付け控訴理由書については、追って必要と認める範囲で反論する。

以 上